

## アエル民事再生 Q&A

アエル株式会社の民事再生手続申立てに関するご質問にお答えいたします。

### Q 1

私は、7年くらい前からアエルに借入れをして、現在は残高が50万円で毎月返済と借入れを繰り返す状況が続いています。今回、アエルが民事再生手続きを申し立てたということですが、私には何か関係がありますか。

A 関係があります。

アエルは、いわゆる「グレーゾーン金利」といって、本来支払義務がある利息制限法が定める制限利率（①借入れの元本が10万円未満の場合は年20%、②10万円以上100万円未満の場合は年18%、③100万円以上の場合は年15%）を大きく上回る利率で貸付けを行っていましたから、これを利息制限法の制限利率に引き直して計算をすると、取引期間が長期になればなるほど実際の借入残高が減額することになります。そして、この利息制限法に基づく引直計算をした結果、元金の支払いがすでに終わっていたにもかかわらず、さらに支払いを続けていたような場合には、いわゆる「過払金」といって、あなたが払い過ぎた利息の返還をアエルに請求できることとなります。

あなたが実際にアエルに対して、借入金が残っているのか、それとも過払いの状態になっているのかを確認するためには、まず、アエル（経営企画室：電話03-5299-2408）に対して、あなたがアエルからいついくら借入れをして、いついくら返済をしたかが記録されているデータ（これを「取引履歴」といいます。）の開示請求をして、これについて利息制限法に基づく引直計算をする必要があります。

引直計算の結果、借入金が残った場合は、その金額の支払義務があることとなります。あなたがアエルの他にも借入れがあるようでしたら、司法書士や弁護士に相談して債務整理を進めた方が結果としてよいと思われます。

また、過払いの状態であった場合には、裁判所に債権届出をする必要があります。裁判所への債権届出期間は、平成20年6月30日までとなりました。したがって早急にアエルに取引履歴の開示を請求すべきです。

詳しくは、東京司法書士会にご相談ください。

## Q 2

私は以前アエルと取引をしていましたが、2年前に借入金を一括で完済して、アエルとの取引を終了しました。今回のアエルの民事再生手続きの申立てについて、私には何か関係がありますか。

A 関係があります。

アエルからの借入れを完済して取引を終了したということは、利息制限法の制限利率で引き直して計算をすると、必ず過払金が発生していることになります。過払いの状態になっているからといってアエルから連絡が来るわけではありませんので、まずは、アエル（経営企画室：電話 03-5299-2408）に対して取引履歴の開示請求を行い、そしてそれを利息制限法の制限利率に引き直して計算し、その結果判明した過払金の金額を平成20年6月30日までに裁判所に届け出る必要があります。

詳しくは、東京司法書士会にご相談ください。

## Q 3

私は、以前、日立信販株式会社や株式会社ナイスといった消費者金融から借入れをして完済していたのですが、このことは今回のアエルの民事再生手続きの申立てとは何か関係がありますか。

A 関係があります。

日立信販株式会社はアエルの旧商号であり、株式会社ナイス（東京都荒川区西日暮里二丁目26番10号）は平成16年にアエルが吸収合併をした会社です。したがって、旧日立信販や旧ナイスとの取引で発生した過払金については、アエルが返還義務を負っていることとなります。

そのため、やはり上記のご質問と同じように、早急にアエル（経営企画室：電話 03-5299-2408）に対して取引履歴の開示請求を行い、そしてそれを利息制限法の制限利率に引き直して計算し、その結果判明した過払金の金額を平成20年6月30日までに裁判所に届け出る必要があります。

詳しくは、東京司法書士会にご相談ください。